

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ◇有限会社ピータースは、長野県佐久市でケーキ・焼菓子・チョコレート・アイスクリームを製造・販売しています。皆様を笑顔にできるような美味しいお菓子を真心こめて精一杯作って参ります。
- ◇ITの活用につきましては、自社ホームページやSNSを通じ、お客様へ営業のご案内をして参ります。また、レジの自動化および非接触化を進めます。
- ◇パティシエを志す専門人材を育成すべく、学生のインターンシップに協力します。
- ◇製造においては、省エネルギー化および食材ロスの削減に努めます。）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

材料の調達について、不合理な原価低減要請を行いません。取引価格の決定に当たっては、納入業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。また契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を推進します。

②支払条件

納入代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関して、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、納入業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、納入業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

◇お客様からいただいた評価を受け止め、製品やサービスの改善に真摯に取り組めます。

◇約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2022年4月15日

有限会社ピータース

代表取締役 中村 元計

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。